

民生委員・児童委員の定数の変更について

令和4年2月10日

保 健 福 祉 部

1 趣旨

令和4年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選に合わせ、定数について、各地区民生児童委員協議会及び町内会・自治会長へ調査し、増員の要望があった地区に対して業務や成り手の状況について聞き取りを行い、調整した結果、2地区各1名を増員とするもの。

2 内容

「盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例」の改正により、現行595人の定数を597人とするもの。

3 今後の進め方

「盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例」を令和4年3月市議会定例会に提案し、令和4年12月1日施行予定。

4 定数改正地区

地区名	増減員数	増員理由
西厨川	1人増	世帯数の増加による。
太田	1人増	